



野犬掃とうの実施について

留寿都村畜犬取締及び野犬掃とう条例（平成4年留寿都村条例第8号）第8条第1号の規定に基づき、下記のとおり野犬掃とうを実施するので通知します。

下記の実施期間中においてけい留されていない犬については、人や家畜に危害を及ぼすおそれがあるため、捕獲し処分を行う場合がありますので、飼い主の方は、飼い犬のけい留の徹底についてご協力よろしくお願いたします。

記

1. 実施期間 自 令和 3年 4月15日
 至 令和 4年 3月31日
2. 実施区域 留寿都村全域
3. 実施方法 捕獲及び処分

(お問い合わせ先)

留寿都村役場住民福祉課 ☎0136-46-3131

令和 3年 4月 5日回覧